

1. 担い手への農地利用集積について

(1) 「人・農地プラン」の実質化から実行に向けた取り組みについて

「人・農地プラン」の実質化が、担い手への農地集積のみならず、機構集積協力金、国の機械整備補助事業等の支援措置を受ける場合の要件となっている。

そこで、地域の実情に寄り添いつつ、実質化に向けたプラン作成への取り組みを積極的に進め、早急にプラン実行を推し進めること。

【回答】

コロナ禍ではありますが、人・農地プランの実質化に向け現在、15地区でプランの作成を進めております。

また、プランの実行には、農業者、県、市等関係機関が一体となって取り組んでいくことが重要であり、農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様におかれましてもご支援賜りますようお願いいたします。

(2) 集落営農組織の法人化への取り組みについて

集落営農組織の法人化は、利用権設定の借受人等として権利主体となれることに加え、農地中間管理事業制度や機構集積協力金事業などの各種優遇措置を受けられることから推奨されている。一方で、集落営農組織の立ち上げ時において、農業従事者の高齢化や法人化後の経営面への不安などから将来への展望が描けず、法人化への一步を踏み出せない実情がある。

このため、農地中間管理事業制度の円滑な運用及び連携を進めるとともに、集落営農組織の実情把握と各組織に応じた支援の充実を図ること。

【回答】

県において農業者経営者サポート事業を実施しており、農業経営の法人化、円滑な経営継承、規模拡大等に関する経営相談、経営診断等に取り組んでおります。市としても県と連携し、農業経営に関する相談等支援してまいります。

(3) 市の担い手育成部門の充実強化について

耕作条件不利地域では、担い手育成とセットで農業振興施策に取り組むことにより農地集約や、守るべき農地が末永く維持されるものとする。

そこで地区の協力や理解のもと、細やかな対応を進めるため、市の担い手育成部門の充実強化を図ること。

【回答】

市では、担い手の育成・確保や担い手への農地の利用集積を図ることなど

を目的に「氷見市担い手育成支援協議会」を設置し、効率的かつ安定的な農業経営が営まれるよう取り組んでおります。今後も関係機関と一体となり、次世代を担う青年農業者の育成確保、女性の起業化支援、高齢者の優れた技術や能力が発揮できる場の創出など人材の育成に努めてまいります。

2. 遊休農地の解消及び非農地対応について

(1) 遊休農地解消施策の充実について

遊休農地は、狭小耕地など、耕作環境に影響される部分が多いものの、これまでに基盤整備導入のタイミングが整わなかったことにより、遊休農地、荒廃農地と至るケースも多いものと思われる。これをくい止めるためには、農業者に寄り添った具体的な対応を講じる必要がある。

このため、真に困窮している個人・地域に対し、国・県が責任を持って遊休農地解消のための事業展開を行うよう働きかけるとともに、市独自で農地を再生利用するための事業や仕組みづくりを検討すること。

【回答】

市としては農地を守るには地域ぐるみによる保全管理が必要であると考えますことから、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度の活用を推進してまいります。

遊休農地を活用し、果樹栽培に取り組むなどの事例も出てきており、果樹栽培等についても支援してまいります。

(2) 鳥獣被害防止総合対策交付金の周知について

中山間地域を中心に高齢化の進行により耕作放棄地が増加していることに加え、鳥獣被害による営農意欲の低下が、更なる耕作放棄につながる。

そこで、集落ぐるみで鳥獣被害防止対策に取り組むことができる鳥獣被害防止総合対策交付金事業は、集落機能の強化の観点からも大変有効な手段であり、地域リーダーの養成活動と事業内容についての十分な周知を行うこと。

【回答】

市では、鳥獣被害防止対策協議会を設置し、その中で地域リーダーの育成を図るとともに、侵入防止柵の設置や藪の刈り払いなどの生息環境管理への取り組みを推奨しております。今後も広く市民の皆様にPRし、地域ぐるみで鳥獣被害防止対策に取り組んでいただけるよう推進してまいります。

(3) 基盤整備対策の拡充と周知について

市内の農地には、基盤整備済みであっても、事業実施年度が早い地区を中心に、耕作不便な狭小区画、幅員の狭い農道、土側溝がまだまだ多数あり、

農業者の労力負担が大きい状態となっている。

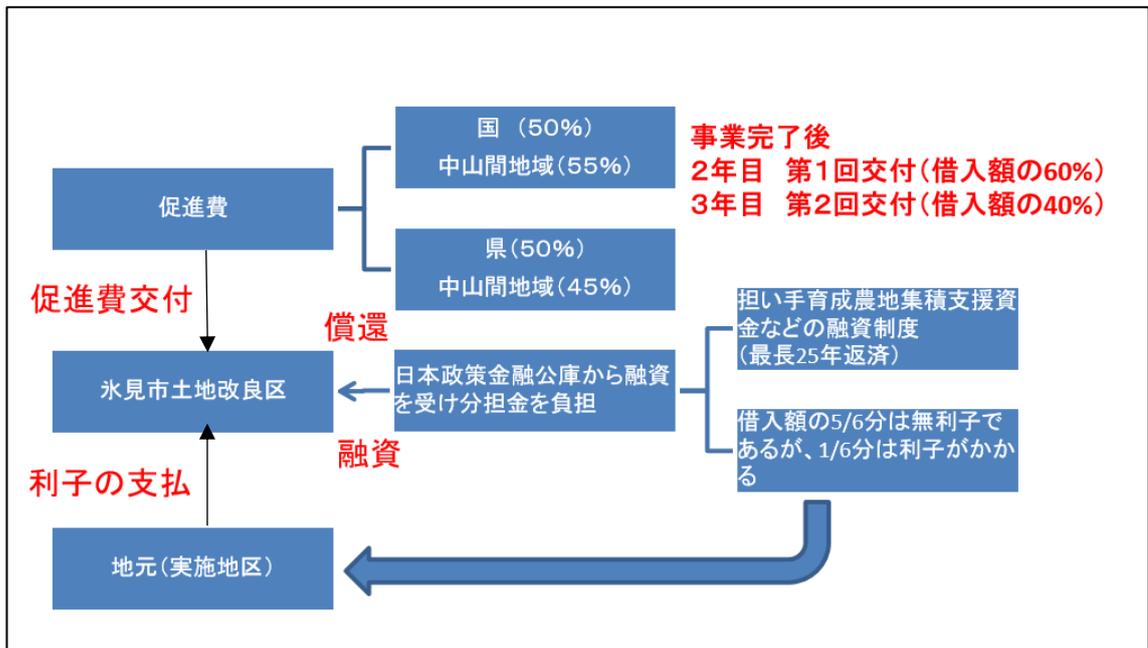
また、担い手における農業機械の大型化に伴い、このような条件の悪い圃場では、農地の出し手と受け手の利用調整において合意が難しく、農地利用の集積・集約化が思うように進まない状況にある。

そこで、荒廃化の前段階において各種基盤整備導入についてのフローチャートや比較検討資料等、各種基盤整備対策の紹介、周知とともに農地利用の集積・集約化を促進させるため、過去における基盤整備地区も含め、再度の基盤整備を検討し、事業実施の際には地元負担が軽減されるよう国県等に働きかけていただくこと。

【回答】

現在氷見市内では、農地利用の集積・集約化を促進させるために4地区において「県営ほ場整備事業」が実施されております。その事業制度の中では、事業費の6.5%が地元負担金として課せられており、その負担金が足かせとなり、農地の集積及び集約化の進捗が進まない状況と言われておりますが、実際には県・国から農地整備の促進費が交付され、地元負担金が軽減されております。

しかしながらこの制度はあまり知られていないこともあることから、今後はこの制度を活用していただけるよう周知をまいります。



(4) 非農地対応について

市内には、現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では栽培が客観的に不可能となっている農地である「荒廃農地」が多数存在する。守るべき農地を明確にした上で、再生利用が困難と見込まれる

荒廃農地については、メリハリを付けて非農地判断を進めていくことも重要な取り組みの一つである。

そこで、農業委員会権限において非農地通知の取り組みを進めるにあたって、最終的には個人責任において地目変更登記を完成してもらわなければならないが、登記まで至らないケースが多い。このため、地方税法381条7項の規定に基づき、地目等が事実と相違するため、課税上支障があると認める場合の措置として、市長が法務局に対して一括して地目変更の申し出を行えるよう、関係機関に働きかけていただくこと。

【回答】

土地の地目認定について、氷見市では、地方税法第408条に基づく実地調査を、固定資産評価基準で定める方法により、現況主義で行っている。

一方で、地目変更登記は、不動産登記法37条1項及び2項の規定に基づく申請主義であり、原則として表題部所有者又は所有権の登記名義人により行われるものである。現状、「地目等の事実との相違により課税上支障があると認められる場合」に該当しておらず、法務局に対する地目の変更の申出は必要が無い。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規就農者への対応について

農業就業者が高齢化等によりリタイアした後、農地などの経営資源や農業技術が適切に継承されず、農業の生産基盤が一層ぜい弱化することが危惧されている。そこで、集落営農組織への支援と並行して、新規就農者の養成、呼び込み、定着に取り組む必要がある。

独立・自営就農に加え、農業法人就職希望者にもきめ細かく対応することとし、国・県事業の活用を働きかけるとともに、市独自でも新規就農者を確保するための事業や仕組みづくりを検討・促進すること。

【回答】

担い手育成支援協議会や関係機関と連携しながら支援してまいります。

(2) スマート農業の推進について

全国的に、情報通信技術（ICT）を活用した新たな農業への取り組みとしてスマート農業を推進している。これは農業技術継承や省力化・労力軽減等の立場から就農者の確保につながるほか、地域の中心経営体の維持・育成にも役立つであろうと期待されている。

また、新規就農者にとっての農業参入のイメージが一新される呼び水効果も期待され、新たな成長産業としてのスマート農業の推進を充実・加速させ

ること。

【回答】

市では農薬散布用ドローンの技術取得に対して助成しており、今後もスマート農業の推進に取り組んでまいります。

また、論田地区では自走式草刈り機を導入し、省力化の実証実験に取り組み研修会を開催するなど、地域でのスマート農業への関心も深まってきております。

4. その他

(1) 農業振興地域整備計画について

現在、農振農用地の判別管理は手書き図面で行っており、転用許可審査等の地番特定に時間を要するなど不都合を生じている。

今年度、全国農地ナビへの基礎情報の更新整備について提供準備を進めている最中でもあり、市長部局におかれては、遅くとも3年以内に農振農用地の地番管理体制を整備されること。

また、区域編入・除外等の対象農地の見直し等を含め、農業振興政策及び農業者利益の観点からしっかりと農業振興地域整備計画の事務体制を整えられること。

【回答】

農地の地番管理については、農地ナビ等の農地情報を有効活用するなど、連携が図れないか検討してまいります。

また、農業振興地域整備計画については、必要に応じて見直してまいりたいと考えております。

(2) 農業経営基盤強化促進法関係について

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）」について制度改正、経年等による訂正、加入・削除が必要と思われる箇所も見受けられる。

とりわけ相対利用権について早急に運用実態に即しつつ、要件整備を図るとともに、中間管理事業移行と活用を積極的に行うこと。

また、基本構想そのものの見直しと活用・整備体制を早急に充実させること。

【回答】

今年度、県の基本構想が見直されたところであり、それにあわせ市の基本構想も見直していきたいと考えております。

(3) 事務執行の適正化について

農業委員会は独立した行政委員会であり、補助執行や委任により市長部局との間で互いの権限に属する業務を行う場合に、その業務の範囲は、協議を経て決定し、規則等で定めることとなる。

特に補助執行や委任を農業委員会として受ける場合、農業委員会の総会で審議することとされている。

未整備状態にある補助執行や委任の規定整備をし、責任執行体制を確立すること。

【回答】

補助執行や委任事務については、農業者等にとってわかりやすく、ワンストップで手続きが可能となるとともに、事務効率が図られるよう整理し執行したいと考えています。

(4) 事務局職員の増員等体制整備について

「農地の利用の最適化の推進」が農業委員会の新たな必須業務として位置づけられ、「人・農地プランの実質化」に向けた委員の現場活動は、さらに多様化・複雑化することが予想され、サポートする事務局の果たすべき役割と業務量は大きくなりつつある。

とりわけ、所有者不明農地（相続未登記農地）について、所有者（相続人）の探索範囲の簡素化や利用権設定期間が20年に長期化されるなどの見直しが行なわれた。農業委員会には探索・公示が課せられており、活用如何では、荒廃農地化の歯止めや集落営農等の効率性に大きく影響する。

一方、従来業務では、農地台帳業務について、令和2年度のシステム改修が済み次第、インターネット活用の全国農地ナビの維持管理が本格的に加わることになる。

この他、非農地対応は、踏み込んで手掛けてこなかった業務であり、軌道に乗せるため、必要な人員体制を整備する必要がある。

以上のことから、体制を強化してしっかりと取り組む必要があるため、農業委員会事務局職員を増員するとともに市長部局も含めた農政執行体制の整備を行うこと。

【回答】

農業委員会事務局職員の増員は難しいと考えております。

また、市長部局も含めた農政執行体制の整備については、必要に応じて検討してまいります。